

建築計画概要書等 [閲覧 ・ 写しの交付] 申請書

決裁

(兼 建築計画概要書等閲覧者名簿)

※太枠内に必要事項を記入し、窓口へ提出してください

申請者記入欄	申請年月日(時刻)		令和 年 月 日 (<input type="checkbox"/> AM <input type="checkbox"/> PM 時 分)		
	申請対象文書 ※☑を入れてください。		<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付) <input type="checkbox"/> 検査済証明書 (<input type="checkbox"/> 無い場合、建築確認証明書) <input type="checkbox"/> 建築確認証明書		
			<input type="checkbox"/> 道路位置指定閲覧用図書等 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付) <input type="checkbox"/> 道路位置指定証明書		
			申請上の注意点	※建築計画概要書と道路位置指定閲覧用図書等は同時に申請できません。申請書を分けて提出してください。 ※写しの交付を申請される場合は手数料400円が必要です。 ※各種証明書を申請される場合は手数料300円が必要です。	
	所在地等	倉敷市 ※地名地番を記入してください。			
	※建築計画概要書の写しや証明書の場合は全てご記入ください。 ※わからない場合は不明に☑を入れてください。	建築主名:	不明 <input type="checkbox"/>	建築年:	不明 年 <input type="checkbox"/>
				M・T・S・H・R	
				用途:	不明 <input type="checkbox"/>
	道路位置指定番号	—			
	申請理由	※ 具体的な理由を記入してください。 (例：建物位置の確認、高さの確認等)			
申請者	住所	(電話) () —			
	会社名及び氏名	※ 読み易い字で記入してください。			
市記入欄	申請対象の概要	受付番号			
		建築主等			
	市窓口対応者				
	備考				

(注意) 閲覧しようとする者が、倉敷市建築計画概要書等の閲覧等に関する規則第6条各号のいずれかに該当する場合は閲覧することはできません。

○倉敷市建築計画概要書等の閲覧等に関する規則 (抜粋)

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、概要書等の閲覧を停止し、又は閲覧を禁止することができる。

- (1) 概要書等を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがある者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者
- (3) この規則に違反した者又は係員の指示に従わない者

※ 写しの交付までに時間のかかる場合がありますので、ご了承ください。